



# 基本構想の目標と整備方針

## 1. 基本構想の目標

第4次三原市長期総合計画に掲げる将来像「瀬戸内海に臨む『快適な暮らし』都市・みはら」を実現するためには、一人ひとりがお互いを尊重し、市民・企業・行政のパートナーシップにより、将来に向けて安心して住み続けられるまちづくりを進めていくことが必要です。

公共交通機関をはじめとした歩行空間のバリアフリー化の実現は、誰もが安心して住み続けられるまちづくりに欠かせないものであり、同時に人々の多様な交流を促し、市街地の活性化に資するプログラムでもあります。また、バリアフリーのまちづくりには、エレベータの設置や段差の解消などのハード面とあわせて、バリアフリーについて理解を深め、誰もがサポートの意識（ソフト面）を持つなど、心のバリアフリーを推進していくことが重要です。

このようなことから、本基本構想の目標を以下のとおり設定します。

**< 三原市交通バリアフリー基本構想の目標 >**

**誰もが安心して住み続けられる都市“みはら”の創造**

～ 市民・企業・行政の協働によるバリアフリーのまちづくり ～

この目標を達成するために、次のとおり基本的な方針を定めます。

### 1. すべての人を対象とする

交通バリアフリー法では、高齢者や身体障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象にしていますが、本基本構想では、高齢者も子供も、障害のある人もない人も、女性も男性も、すべての人が安全で快適に移動できる歩行空間の整備を目指します。

### 2. バリアフリーによる市街地の活性化

三原市におけるバリアフリーの先導整備地区として、JR三原駅周辺地区（重点整備地区）を位置づけ、各種の施策を重点的かつ一体的に実施することにより、バリアフリーが都市の魅力となり、中心市街地の活性化に資するまちづくりを目指します。

### 3. 三原市全域における基本構想の適用

JR三原駅周辺の重点整備地区のみならず、市全域において旅客施設や道路等の新設又は改修を行う際には、本基本構想の考え方に基づいた整備を行い、将来に向けて三原市全域のバリアフリー化を目指します。

### 4. 心のバリアフリーの推進

ハード面におけるバリアの解消とあわせて、高齢者や障害者等に対するサポート意識の醸成や道路利用者のマナー向上に向けて、バリアフリーに関する広報・啓発活動に取り組み心のバリアフリーを推進します。

### 5. 市民・事業者・行政の連携

バリアフリーネットワークを効果的に形成するため、市民との意見交換を十分に行いながら、事業者や国・県・市の役割を明確にし、各種事業の具体化に取り組みます。また、福祉のまちづくり条例などの適用により、多くの市民が利用する建築物についてもバリアフリー化を促進します。

### 6. 効果的な事業実施と既存ストックの有効活用

厳しい財政状況の中、すべてのバリアフリー化を実現することは困難であるため、優先的に実施する事業を明確化し、重点的かつ効率的な整備を行います。また、既存施設については極力活用を図り、修繕・改良等による改善が可能なものについては、既存ストックの有効的な活用に努めます。

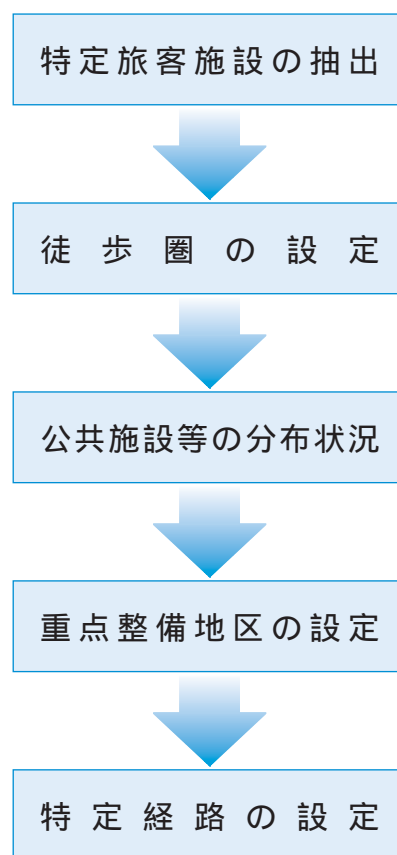
## 2. 重点整備地区と特定経路の設定

三原市において、交通バリアフリー法の対象となる特定旅客施設は、JR三原駅が該当します。

このため、JR三原駅を中心に徒歩圏である半径500～1,000m圏域において、周辺の公共施設や地形等を考慮し、重点整備地区を設定します。

重点整備地区には、市役所やサン・シープラザ、福祉会館、リージョンプラザ、中央公民館、図書館等の公共施設や病院、商業施設等、市民が日常生活や社会生活を営む上で利用する施設が多く立地しています。そのため、重点整備地区内における歩行空間は、誰もが安心して快適に移動できる空間として、バリアフリー化を推進します。

その中で、交通バリアフリー法に基づく特定経路<sup>1</sup>は、下記の経路を設定します。また、JR三原駅と公共施設や病院、商業施設等を連絡する経路については、重点的にバリアフリー化を進める経路として道路特定事業計画に位置づけ、重点的かつ一体的な整備を推進します。さらに、その他の道路についても、目標年次までにバリアフリー化を推進します。

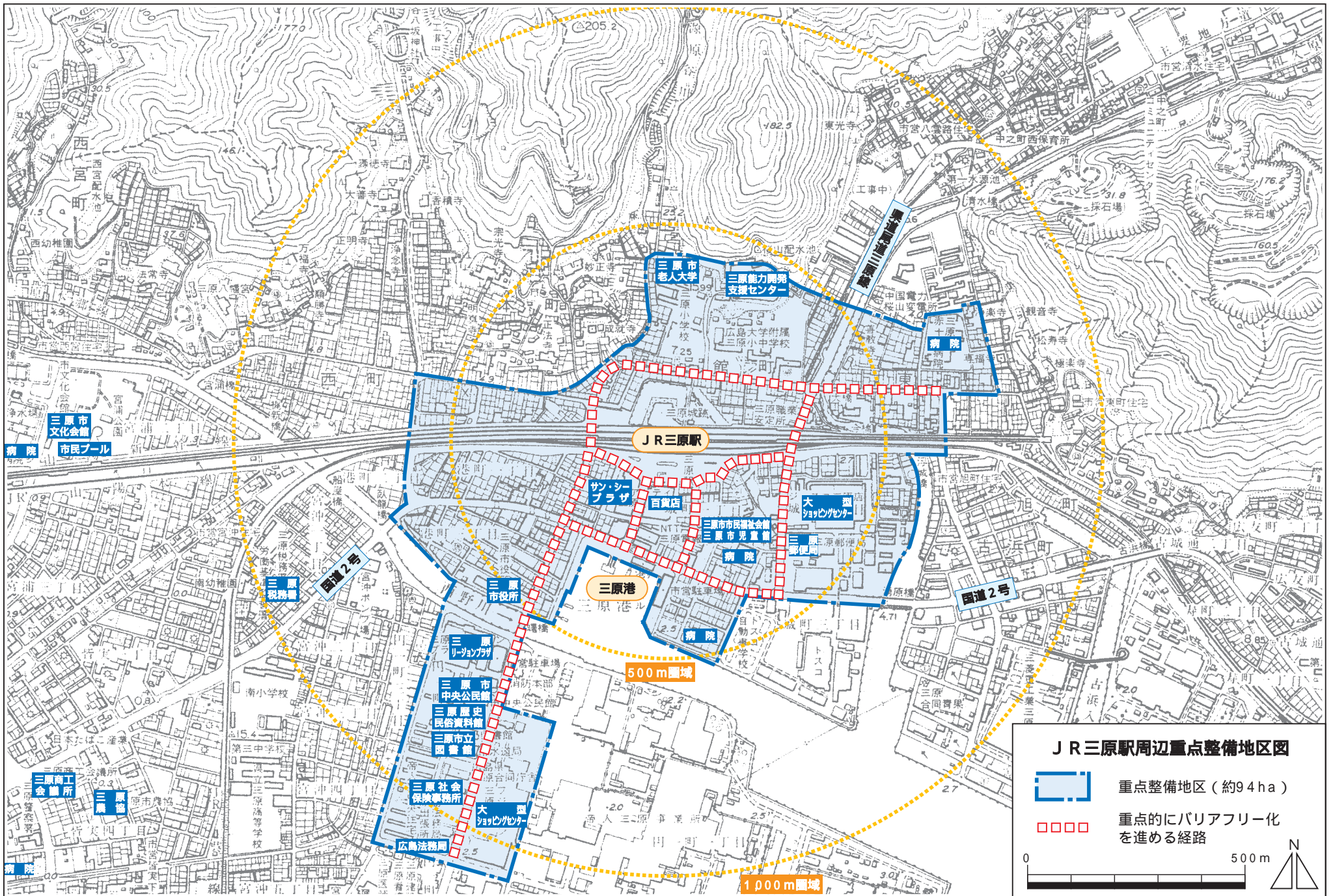


### 【 特定経路 】

経 路	路 線	距 離
三原駅～三原港	ペアシティ中央通り (市道城町30号線)	約170m
三原駅～三原市役所	国道2号	約150m
	ていじん通り (市道港町5号線)	約400m
三原駅～三原赤十字病院	都市計画道路 本町古浜線 (市道館町16号線・東町1号線)	約950m

#### 1 特定経路

特定旅客施設（JR三原駅）と官公庁施設、福祉施設、その他の施設との間の経路で、原則として平成22年（2010年）までに、道路の移動円滑化基準、整備ガイドラインに適合した整備を行う経路。



JR三原駅周辺重点整備地区図


- 重点整備地区 (約94 ha)
- 重点的にバリアフリー化を進める経路






### 3. 重点整備地区の整備方針と実施すべき事業

J R 三原駅周辺の重点整備地区における一体的なバリアフリー化を図るため、旅客施設（鉄道駅、バス停、港）や周辺の道路、駅前広場等について、下記の方針に基づいた整備を行います。また、各事業は、特定事業者が作成する特定事業計画により、具体的な実施内容などが定められることとなります。

#### (1) 公共交通特定事業に関する事項

J R 三原駅		事業者：J R 西日本
整備方針	<p>改札口から各ホームまでの経路について、利用者が円滑に移動できるよう昇降設備の設置など、バリアフリー化のための事業を実施します。</p> <p>柵内の身体障害者用トイレを利用しやすい設備に改善します。</p> <p>職員のバリアフリーに対する教育を推進します。</p>	
整備内容	<p>昇降設備（エレベータ等）の設置</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの改修</p> <p>柵内の身体障害者用トイレの改修</p> <p>職員のバリアフリーに対する教育の推進</p>	 <p>ホームへのエレベータの設置事例</p>

三原港		事業者：三原市
整備方針	<p>港湾ビル内に視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。</p> <p>改札から棧橋への通路の凹凸部分を改修します。</p> <p>身体障害者用トイレを利用しやすい設備に改善します。</p> <p>出入口や改札等を示す音響案内装置の設置を検討します。</p> <p>職員のバリアフリーに対する教育を推進します。</p>	
整備内容	<p>視覚障害者誘導用ブロックの敷設（港湾ビル内）</p> <p>舗装の凹凸部分の改修</p> <p>身体障害者用トイレへの改修</p> <p>出入口及び改札口への音響案内装置の設置</p> <p>待合室の出入口ドアの改修（開き戸 引き戸）</p> <p>職員のバリアフリーに対する教育の推進</p>	 <p>オストメイトに対応した多機能トイレの整備事例</p>

バス停・バス車両		事業者：芸陽バス、中国バス、三原市交通局
整備方針	<p>低床型のバスや行き先案内等の表示・アナウンスを行うなど、バリアフリーに対応したバスを導入します。</p> <p>バス停の時刻表や行き先案内の表示を、誰もがわかりやすいものに改善します。</p> <p>バス停の上屋を整備します。</p> <p>職員のバリアフリーに対する教育を推進します。</p>	
整備内容	<p>バリアフリー車両（低床式、案内放送及び行き先表示等）の導入</p> <p>バス停の時刻表や行き先案内表示の改善</p> <p>バス停の上屋整備</p> <p>職員のバリアフリーに対する教育の推進</p>	 <p>ノンステップバス</p>

## (2) 道路特定事業に関する事項

道 路		事業者：国、広島県、三原市
整備方針	<p>「道路の移動円滑化整備ガイドライン<sup>1</sup>」に基づき、特に下記の点に配慮し、歩道等の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の勾配（傾きを少なくし、出来るだけ平坦にします。）</li> <li>視覚障害者誘導用ブロック（周囲の舗装と対比した色にします。）</li> <li>グレーチング蓋（排水用の空間幅が細かく滑りにくいものにします。）</li> <li>バス停留所（利用者が乗降しやすいようにします。）</li> </ul>	

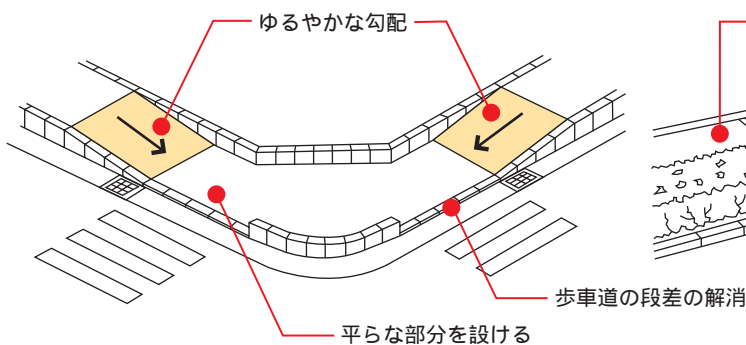
### 1 道路の移動円滑化整備ガイドライン

全ての道路利用者が円滑に移動できるよう、道路整備にあたっての段差や勾配等の道路構造に関する基準とその考え方について規定されたガイドライン。

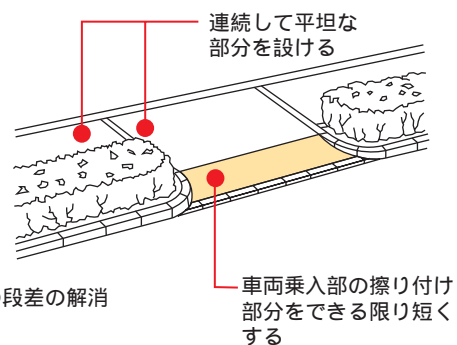
## 整備の一例

整備方針

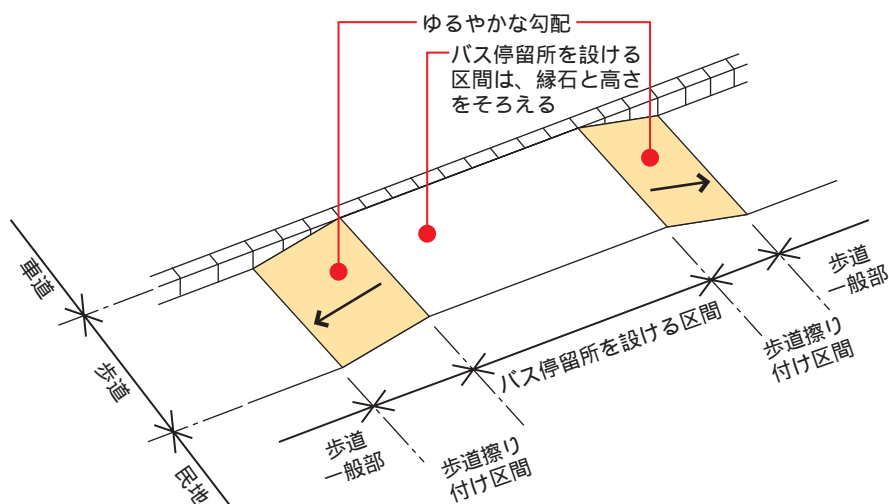
### 【 交差点 】



### 【 車両乗入部 】



### 【 バス停留所設置箇所 】



整備内容

舗装の凹凸部分の改修

交差点周辺における段差及び擦り付け勾配の解消

車両乗り入れ部における平坦部分の確保

視覚障害者誘導用ブロックの改修

**ペアシティ中央通り（城町30号線）**

歩道舗装の改修

**ていじん通り（港町5号線）**

コミュニティ道路の整備


**市役所前道路（港町5号線）**

歩道舗装の改修





視覚障害者誘導用  
ブロックの改修事例


### (3) 交通安全特定事業に関する事項

信号機等		事業者：公安委員会
整備方針	<p>重点整備地区内の信号機は、音響式信号機に改良します。</p> <p>バリアフリー経路上の主要な交差点は、交通弱者用押しボタン式信号機に改良します。</p> <p>バリアフリー経路上の主要な交差点に、歩行者待ち時間表示灯の設置を検討します。</p> <p>歩行者の横断が多い交差点には、新たに信号機の設置を検討します。</p> <p>交通規制の見直し等により違法駐車対策を行います。</p> <p>違法駐車取締り強化並びに違法駐車防止に関する広報・啓発活動等を推進します。</p>	
整備内容	<p>音響式信号機への改良</p> <p>交通弱者用押しボタン式信号機への改良</p> <p>信号機の設置</p> <p>違法駐車取締り強化</p>	 <p style="text-align: center;">音響式信号機      交通弱者用押しボタン式信号機</p>

### (4) その他の特定事業に関する事項

駅前広場		事業者：三原市、JR西日本
整備方針	<p>交差点周辺における段差や擦り付け勾配を解消します。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックを周囲の舗装と対比した色に改修します。</p> <p>緑地や休憩施設（ベンチ）を増設します。</p> <p>バス乗場やタクシー乗場の上屋を整備します。</p> <p>自家用車送迎用プールに身体障害者用乗降場を整備します。</p> <p>歩道の改修時には、滑りにくい舗装に改修します。</p>	
整備内容	<p>舗装の凹凸部分の改修</p> <p>交差点周辺における段差及び擦り付け勾配の解消</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの改修</p> <p>緑地及び休憩施設（ベンチ）の増設</p> <p>バス乗場及びタクシー乗場への上屋の整備</p> <p>自家用車送迎用プールへの身体障害者用乗降場の整備</p>	 <p style="text-align: center;">身体障害者用乗降場の整備事例</p>

その他の施設		事業者：三原市
整備方針	<p>立体横断施設を新設する場合には、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づいた整備を行い、バリアフリー対応を行います。</p> <p>公共施設や身体障害者用トイレ等の位置を示した案内サインを整備します。</p> <p>放置自転車の多い区間については、道路敷地を活用したポケット駐輪場等の整備を検討します。</p> <p>市営駐車場の出入口にスロープを設置します。</p>	
	 <p>公共施設等の案内板の整備事例</p>  <p>道路敷地を利用したポケット駐輪場の整備事例</p>	
整備内容	<p>立体横断施設の整備</p> <p>案内サインの整備</p> <p>市営駐車場出入口へのスロープの設置</p>	

ソフト対策		事業者：三原市
整備方針	<p>バリアフリーに係る教育・啓発活動を推進します。</p> <p>放置自転車対策の強化並びに違法駐輪防止に関する広報・啓発活動を推進します。</p> <p>多くの人々が利用する民間施設は、広島県福祉のまちづくり条例に適合した整備を協力依頼します。</p>	
	<p>バリアフリー化に対する教育・啓発活動の推進</p> <p>放置自転車対策の強化</p> <p>民間施設へのバリアフリー化整備協力依頼</p>  <p>駅前の放置自転車</p>	